

みどり通信

第189号 2011. 6. 6

CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 損害保険	P7
● 税務	P3	● これからの研修	P8
● 社会保険	P5	● あとがき	P8
● 生命保険	P6	● 営業カレンダー	P9



ただいまゴーヤときゅうりでグリーンカーテン作成中



あの窓まで…がんばれ！



真っ赤なダリヤも見頃です

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

6月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」) を掲載いたします。
次の内容は、6月6日のホームページ掲載のものからです。

『長く続く企業の特徴は・・・』

いよいよ、今月22日より後継者のための経営基本講座を開催いたします。後継者のための・・・とありますが、今一度経営の基本を学びたいあるいは再確認したいという方大歓迎です。全11回で、毎回夜6時～9時の3時間です。

- ・社長の仕事とは
- ・会計で会社を強くする方法
- ・これだけは知っておきたい会社の税務・法務
- ・会社のビジョンを明確にすることの必要性
- ・経営計画の作り方・その活かし方
- ・業績管理の仕組み作り
- ・キャッシュフロー経営とは・その必要性
- ・D I S C 研修（自己行動特性の認識およびチームワーク強化・部下育成）

などなど、中小企業経営に欠かせない基本となる事柄を学びます。

当然、「後継者の心構え」についても学んでいきます。著名講師等をお招きしての研修も用意しています。

また、第1回目には実際に「事業承継を現に進めておられる社長様」をお招きして、経営に対する考え方や今後の経営方針や事業承継の進め方、さらに第3回目には「数年前より事業承継を始められている側の後継者の方々数名において頂いてのパネディス」も予定しています。その後に懇親会も予定しており、直接本音の話をお聞きする場を計画中です。

先日、その第1回目にお話頂く予定の社長様と打ち合せをさせていただきました。

打ち合わせだけで終わらずに、当日お話し頂く内容を具体的にお聞きした次第。

- ・長く続く企業の特徴は
- ・人・物・金が大事
- ・経営者を含めた管理職は、実は社員から扶養されている
- ・決算書は取引先に公開
- ・整理を徹底的にする（整理とはトップの判断でいらないものを捨てる）

などなど。

本当に今から楽しみです。当事務所スタッフ全員で、参加いただいた方から「参加して本当に良かった」と言っていただけるように準備を進めています。

まだ、席に数名の余裕があります。この機会にぜひ参加いただければ幸いです。毎回、講師の推薦の書籍を贈呈させていただきますのでこちらもお楽しみに。

経営者の使命は、後継者を育成すること！

後継者の使命は、企業を永続させること！

当事務所は、中小企業の永続発展を願い共に考え方行動することを目指しています！！

（<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/new/H23.06koukeisya2.pdf>）

逆境をチャンスに変えましょう！！

新しい週の始まりです。今週も充実した一週間にしたいものですね！

税理士 山口 昇



今月 本小冊子をお客様に配布させていただきます！

税務

仕入税額控除の要件について

前回の「帳簿書類の保存」の内容でも触れましたが、**消費税の課税事業者は、仕入税額控除を受けるためには、「課税仕入れ等の事実を記載した帳簿」及び「課税仕入れ等の事実を証する請求書等」を保存しなければなりません。**災害等によるやむを得ない場合を除き、この**保存がない場合には、その保存がない部分の課税仕入れ等の税額について、仕入に係る消費税額の控除をすることができなくなり、本来の税額よりも多額の負担が課せられることとなってしまいます。**

◇仕入税額控除の要件となる帳簿への記載事項

帳簿への記載事項については、以下の内容が必要となります。

① 課税仕入れの場合

- (a) 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 (誰から)
- (b) 課税仕入れを行った年月日 (いつ)
- (c) 課税仕入れに係る資産又は役務の内容 (何に対する課税か)
- (d) 課税仕入れに係る支払対価の額 (金額)

② 課税貨物の引取りの場合 (輸入取引等)

- (a) 課税貨物を保税地域から引き取った年月日 (いつ)
- (b) 課税貨物の内容 (何に対する課税か)
- (c) 課税貨物に係る消費税の課税標準である金額
及び課税貨物の引取りに係る消費税額 (金額)

◇仕入税額控除の要件となる請求書等

その保存が仕入税額控除の要件となる請求書等とは、課税資産の譲渡等を行った者等が発行した**請求書、納品書及び領収書**その他これらに類する書類で、次の事項が記載された書類をいいます。

- (a) 書類の作成者の氏名又は名称
- (b) 課税資産の譲渡等を行った年月日
(まとめ発行の場合には、その対象期間)
- (c) 課税資産の譲渡等の対象とされた資産又は役務の内容

(d) 課税資産の譲渡等の対価の額

(その課税資産の譲渡等に係る消費税額及び地方消費税額に相当する額がある場合には、その相当する額を含んだ額。免税事業者が発行する場合には対価の額)

(e) 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(課税仕入れを行った事業者が作成する書類で、記載事項について課税仕入れの相手方の確認を受けたもので、上記に掲げる内容等一定の要件を満たしているものは、同様に取り扱われます。)

また、輸入取引等の場合での、保税地域からの課税貨物の引取りの場合における請求書等とは、輸入時に税関長から交付される輸入許可書、賦課決定通知書等で次の事項が記載された書類をいいます。

(a) 保税地域の所在地を所轄する税関長

(b) 課税貨物を保税地域から引き取ることができることとなった年月日

(c) 課税貨物の内容

(d) 課税貨物に係る消費税の課税標準である金額並びに
引取りに係る消費税額及び地方消費税額

(C I F と表示されている申告価格や、関税額を含めた課税標準額、消費税額、地方消費税額がそれぞれ記載されています。)

(e) 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

◇帳簿等の保存期間

課税仕入れ等の事実等を記録した帳簿及び課税仕入れの事実を証する請求書等は、**課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間**、納税地又はその取引に係る事務所等の所在地に**保存しなければなりません**。例えば、3月末決算の法人であれば、今年の6月1日から7年間となりますので、平成30年5月31日までの保管が必要となります。(ただし、帳簿及び請求書等の保存期間のうち6年目及び7年目は、帳簿又は請求書等のいずれかの保存で足りることとされています。)

自社の状況を正確に把握するためだけでなく、前回・今回とご案内させていただいた帳簿の要件をもれなく満たすためにも、日々の正確な記帳処理はかかせないものとなります。前回にも書かせていただいた通り、各企業様における特徴もありだと思います。経理状況の確認だけでなく、処理方法の見直し・改善等を含めたご相談にも応じますので、詳細につきましては遠慮無く、当事務所各スタッフまでお問い合わせ下さい。

担当：西丸 保幸

損害保険

PL保険(生産物賠償責任保険)

製造または販売したもの（生産物）、あるいは行った工事・作業の結果（完成作業）が原因となって、人身事故または財物事故が生じ、その被害者との間で賠償問題が発生し、「法律上の賠償責任※」を負った場合に被る損害を補償します。

①生産物危険に対して（事故例）

- 製造・販売したテレビに欠陥があり、発火したため家屋が焼けた。
- 販売した建売住宅の配水管に欠陥があったために、水漏れ事故が発生し、家財が汚損した。
- 警告ラベルの不備により、幼児がおもちゃでケガをした。
- 製造した加工食品に異物が混入していたために多数の人が健康を害した。
- レストランで提供した料理が原因で食中毒事故が発生した。

②完成作業危険に対して（事故例）

- 電気配線工事にミスがあり、漏電によって火災が発生した。
- 配水管の補修工事にミスがあったため水漏れが発生し、家屋が水浸しになった。
- 暖房装置の設置ミスにより、一酸化炭素中毒が発生し、死亡者が出了。
- ビル外壁のタイル張り工事にミスがあり、完成後のタイルが落下し、通行人がケガをした。
- 看板据付工事にミスがあり、看板が落下し、近隣の家屋を損壊した。

③保険金をお支払いできない場合

- 保険契約者、被保険者が故意に起こした事故
- 被保険者の従業員の方の業務上災害
- 故意または重大な過失により法令に違反して行った生産、販売した生産物によって生じた事故。あるいは違反して行った仕事の結果によって生じた事故。
- 製造、販売した欠陥製品を修理したり、完全なものに取り替える費用
- 欠陥のあるもの、あるいはその疑いのあるものの回収（リコール）や検査などに要した費用
- 作業中に発生した事故

※「法律上の賠償責任」

根拠となる法律については特に限定しておりません。法律上の賠償責任は必ずしも裁判によって決する必要はなく、示談・和解などの客観的に法律上の損害賠償責任があると判断される場合は対象となります。

1. 被害者への損害賠償金
2. 弁護士等の訴訟・仲裁・和解に要した費用
3. 被害者の応急手当、病院への護送費用

担当：星野

これからの研修

後継者塾

加茂商工会議所

6月22日（水）～全11回

時間はいずれも 18:00～21:00

T K C生涯研修 公開講座

講師：棚橋隆司氏 「自己資金中心の経営へ舵を切る！
企業経営の本勘定は5つ！」

燕三条ワシントンホテル

7月11日（月）10:30～12:30

T K C生涯研修 公開講座

講師：松木 豪氏 「プラスイメージ・プラス思考になれば
誰でも目標を達成できる」

燕三条ワシントンホテル

7月11日（月）13:30～16:30



あとがき

6月に入りそろそろ梅雨入りを気にする季節ですね。皆さんは梅雨は好きですか？嫌いですか？

好き嫌いの分かれる季節で、どちらかと言うと嫌いな人が多いイメージですが、毎月訪問させていただくある社長さまは、「私は梅雨は嫌いじゃないんだ！」と笑顔でよく言われるのできっとお好きなんだろうと思ってお聞きしています。

そんなお話を繰り返しお聞きしているうちに、ガーデニングなどの花や木々に元氣を与えてくれたり、果物や野菜の生育や夏場の水道水などにも梅雨の雨が重要な役割を果たしているのだと改めて感じ、感謝するとともに、物事を様々な角度から見なければいけないと思いました。

宮本 隆夫

